

規制の事前評価書(要旨)

政策の名称	休止中の特定屋外タンク貯蔵所等に係る新基準適合期限の延長及び検査・点検義務の緩和等	
担当部局	総務省消防庁予防課危険物保安室	電話番号：03-5253-7524
評価実施時期	平成21年8月	
規制の目的、内容及び必要性等	<p>【目的】 危険物の貯蔵及び取扱いを休止中の特定屋外タンク貯蔵所等について、休止している旨の確認を市町村長等から受けた場合に新基準への適合期限を延長する等、一部の義務の適用について緩和を認め、規制の合理化を図る。</p> <p>【内容】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 特定屋外タンク貯蔵所(容量1000kl以上の屋外タンク貯蔵所)・準特定屋外タンク貯蔵所(容量500kl以上1000kl未満の屋外タンク貯蔵所)等のうち、その所有者等が、現行の新基準適合期限までに危険物の貯蔵及び取扱いを休止し、かつその旨の確認を市町村長等から受け、現行の新基準適合期限の翌日以後において危険物の貯蔵及び取扱いを当該確認を受けた日から引き続き休止しているものについては、新基準への適合期限を、危険物の貯蔵及び取扱いを再開する日の前日まで延長することとする。 ・ 特定屋外タンク貯蔵所について市町村長等が行う保安検査の時期変更に係る事由に「危険物の貯蔵及び取扱いが休止されたこと」を追加する。 ・ 市町村長等が保安上の支障がないと認めた休止中の特定屋外タンク貯蔵所については、内部点検の期間を市町村長等が定める期間延長できることとする。 <p>【必要性】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 休止中の特定屋外タンク貯蔵所・準特定屋外タンク貯蔵所等については、危険物の貯蔵及び取扱いがなされていないものであり、現行の新基準への適合期限までに設備投資を求めて新基準への適合を義務付ける合理性に乏しいと考えられるため。 ・ 特定屋外タンク貯蔵所について市町村長等が行う保安検査の時期変更に係る事由に、休止中であることが含まれることを明らかにするため。 ・ 危険物の貯蔵及び取扱いがなされていない休止中の特定屋外タンク貯蔵所については、危険物の保安確保の観点から支障がなければ、タンク所有者等の負担の軽減が図られるよう内部点検の期間が緩和されても差し支えないと考えられるため。 	
	法令の名称・関連条項とその内容	<ul style="list-style-type: none"> ・ 危険物の規制に関する政令等の一部を改正する政令(平成6年政令第214号)附則第7項第1号・第2号 ・ 危険物の規制に関する政令の一部を改正する政令(平成11年政令第3号)附則第2項第1号 ・ 危険物の規制に関する規則(昭和34年総理府令第55号)第62条の2、第62条の5、第62条の8 ・ 危険物の規制に関する規則の一部を改正する省令(平成17年総務省令第3号)附則第3条第1号
想定される代替案	特になし	
規制の費用	費用の要素	
	(遵守費用)	特になし
	(行政費用)	金銭的負担は発生しない。
	(その他の社会的費用)	特になし
規制の便益	便益の要素	
	<p>危険物の貯蔵及び取扱いを休止している事実について市町村長等の確認を受けた特定屋外タンク貯蔵所・準特定屋外タンク貯蔵所について、現行の新基準への適合期限経過後も、休止期間中は新基準に適合するための設備投資費用が不要となる。</p> <p>市町村長等が保安上の支障がないと認めた休止中の特定屋外タンク貯蔵所について、休止期間中の内部点検に要するコストが不要となる。</p>	

<p>政策評価の結果 (費用と便益の関係の分析等)</p>	<p>危険物の貯蔵及び取扱いを休止している特定屋外タンク貯蔵所・準特定屋外タンク貯蔵所の所有者等で現行の新基準適合期限の延長を希望するものが、市町村長等の確認を受けたうえで期限の延長を認められることになり、当該所有者等に課せられる義務の軽減が合理的に図られると見込まれる。また、市町村長等の確認を要件とすることで、当該特定屋外タンク貯蔵所・準特定屋外タンク貯蔵所において、休止状態が保たれ火災予防上の安全が保持されることの担保が図られる。</p> <p>危険物の貯蔵及び取扱いを休止している特定屋外タンク貯蔵所の所有者等についても、保安の支障がないと認められ内部点検の期間の延長が行われれば、当該所有者等に課せられる義務の軽減が合理的に図られると見込まれる。</p> <p>以上の分析から、規制の改正は適切なものであると考えられる。</p>
<p>有識者の見解その他関連事項</p>	<p>・「危険物施設の保安の充実方策のあり方について(中間報告)」(平成19年12月)危険物施設の保安の充実方策のあり方検討会(委員長:平野敏右 千葉科学大学学長)</p>
<p>レビューを行う時期又は条件</p>	<p>規制の改正後、必要があると認めるときは、レビューを行うものとする。</p>
<p>備考</p>	